

電子契約サービス提供業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「電子契約サービス提供業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 電子契約サービス提供業務
- (2) 業務内容 本業務委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 委託料の上限額

本業務の委託料の上限額は、電子契約サービス提供業務、導入支援業務、システム保守業務を合計して374,000円（消費税額および地方消費税の額を含む）とする。

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 日程

事業者の選定に係る日程は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該日程は、別に定めるところにより設置される新宮町電子契約サービス提供業務実施業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の都合により、変更になる場合がある。

項目	日程（いずれも令和8年）
町ホームページでの公募開始	10月30日（金）
質疑提出期限	11月20日（金）12時まで
質疑回答期限	11月27日（金）17時まで
参加申込期限	11月20日（金）17時まで
参加資格審査結果通知	12月 4日（金）までに電子メールで通知
企画提案書・見積書提出期限	12月11日（金）17時まで
プレゼンテーション審査	12月18日（金）
プレゼンテーション審査結果通知	審査後、速やかに通知

6 参加資格

参加申込書の提出日現在において、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

なお、業務の一部を再委託する場合は、再委託を受ける事業者は次の(1)～(4)を満たすこと。また、本業務の一部の再委託を受ける事業者は本提案には参加できないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 新宮町入札参加資格者氏名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、他の自治体若しくは国、県から競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っているものではないこと。
- (4) 新宮町暴力団排除条例（平成22年新宮町条例第6号）第2条に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定又はプライバシーマークの認定のいずれかを受けていること。
- (6) システムの適合性の観点から、本町と同等以上の地方自治体での稼働実績があること。
- (7) 当該契約を確実に履行できる人的配置ができる体制であること。

7 参加意思の確認

- (1) 提出期限令和8年11月20日（金）17時 必着
- (2) 提出書類

本業務に参加しようとする者は、以下の書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加資格に関する申立書（様式2）

ウ 導入実績報告書（様式3）

エ 会社概要書（様式4）

オ 資格確認書類

- ・履歴事項全部証明書等

- ・税の未納のない証明書（国税、県税、市町村税、所得税※個人の場合のみ）

- ・業務経歴書（任意様式）

・財務諸表

(3) 提出方法

提出期間内に総務課へ郵送又は持参によること。

郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとする。

郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議の申し立ては認めない。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間に受け付ける。

(4) 提出場所及び送付先及び送付先

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1

新宮町役場総務課 管財担当

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は、令和8年12月4日（金）までに、参加申込書に記載された担当者連絡先へ電子メールにて通知する。

(6) 参加辞退

参加申込書提出日以後に参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退書（様式5）」を持参又は郵送により提出すること。ただし、既に提出された書類は返却しない。

また、参加辞退に起因して生じる損害は全て事業者の負担とする。

8 質疑

本件に対する質疑は、様式第1号記載のメールアドレスからのメール、又はFAXにて質疑書を提出すること。なお、質疑書は任意様式とし、「電子契約サービス提供業務」の質疑書である旨、質疑者、質疑の年月日、質疑の内容を明記すること。

回答については、参加申込書を提出された者全員に対して、回答期限までに様式第1号記載のメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(1) 期日

○質疑期限：令和8年11月20日（金）12時まで

○回答期限：令和8年11月27日（金）17時まで

(2) 問い合わせ先

新宮町 総務課 管財係

メールアドレス：shinsoumu@town.shingu.fukuoka.jp

FAX：092-962-2078

9 企画提案書等の作成

次のとおり企画提案書を作成すること。なお、企画提案書等については任意様式とする。

(1) 実施体制について

ア 会社概要（様式3）

※参加意思の確認の際に提出したものを添付すること。

イ 業務実績（様式4）

※参加意思の確認の際に提出したものを添付すること。

ウ 実施体制（当該業務の管理責任者、実施・連絡体制図、工程表等）

(2) 電子契約サービスの内容について（デモンストレーション用資料とすること）

ア 電子契約サービスの概要

イ アカウント作成、権限、閲覧制限、データ容量について

ウ メール誤送信を防止するための対策

エ データ移行が必要となった場合の対応

(3) 導入支援について

ア マニュアル・業務フローの作成

イ 例規の制定・改正

ウ 職員及び事業者向け説明会の開催（各1回）

(4) 保守体制について

ア 操作方法の問い合わせ

イ システム障害などへの対応

(5) 参考見積書

※本業務の見積に加え、次年度の見積書についても添付すること。

(6) 自由提案（他システムとの連携など）

10 企画提案書等の提出

(1) 期日

令和8年12月11日（金）17時必着

(2) 提出方法

提出期間内に様式1号記載のメールアドレスから、PDF形式で電子メールにより提出すること。提出後は、受信できているかの確認を電話で実施すること。

(3) 提出先

新宮町 総務課 管財係

メールアドレス：shinsoumu@town.shingu.fukuoka.jp

電話番号：０９２－９６３－１７３０

11 選定方法

(1) 審査を行う者

選定に係る審査は、新宮町電子契約サービス提供業務実施業者選考委員会（以下「選考委員会」という）が行う。

(2) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書その他関係書類について、別紙「電子契約サービス提供業務公募型プロポーザル審査項目」の各項目ごとに点数化を行い、審査を行う。

審査の順番は、参加申込書の受付順とし、当日の参加人数は、１事業者につき５名以内とすること。審査の時間は、１事業者につき３０分以内（デモンストレーション含む）とし、質疑応答は２０分以内とする。

なお、提案者が１者の場合でも、本プロポーザルは実施する。

プレゼンテーション審査にあたり、本町から貸し出しする機材は、次の通りとする。

- ①会議用テーブル
- ②会議用椅子
- ③電源タップ
- ④５５型大型モニター（ミーティングボードMAXHUB）※
- ⑤プロジェクター
- ⑥スクリーン

※本町他業務と調整の上、必要数を貸し出せない場合があるため注意。

12 選定結果の通知及び公表

プレゼンテーション審査の結果を受けて、選考委員会における各委員の評価に基づく評価点数を算出し、合計が最も高い企画提案を最優秀提案とする。

採点の合計が同点の場合は、次の順によって決定する。

- (1) 評価項目（導入支援）の点数が大なる者
- (2) 評価項目（導入支援）と評価項目（保守体制）の点数の合計が大なる者
- (3) 見積金額が低い者

選定結果は、参加したすべての事業者へ電子メールにより通知し、選定の可否を書面で通知する。また、採択事業者及び当該プロポーザルに参加した全ての者の社名について、町のホームページで公表する。

なお、選定に関する異議申し立て等は一切できないものとする。

13 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等の提出があった場合
- (2) 候補者選定までの間に参加資格に定める要件を満たさなくなった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (5) 参考見積書の価格が「3 委託料の上限額」を超過した場合
- (6) 審査に公正性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

14 契約の締結

第一優先交渉権者と仕様及び契約条件等について、協議調整の上、随意契約を締結する。なお、契約の締結に当たり、再度見積書の提出を依頼する。

ただし、第一優先交渉権者との契約が不調の場合は、次点のプロポーザル上位者と交渉を行うものとする。

15 その他

- (1) 公正な選定が確保できないと判断した場合は、選定を中止する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに参加するために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 審査及び選定結果に対する問合せ及び異議申立ては一切認めない。
- (4) 本町が提示した本プロポーザルに関する資料は、本業務企画提案以外の目的で使用する事及び第三者への開示・漏えいをしてはならない。
- (5) 提出された企画提案書等は、新宮町情報公開条例（平成11年新宮町条例第2号）に基づく公開請求の対象となる。
- (6) 本プロポーザルの参加に当たり、本プロポーザル参加者に生じた損害等については、町は一切その責を負わない。
- (7) 本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、公平性を考慮の上、適宜本町が判断する。
- (8) 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

16 問い合わせ先

〒811-0119 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1

新宮町総務課管財係 堀内

メールアドレス：shinsoumu@town.shingu.fukuoka.jp

電話番号：092-963-1730